

答申（案）に対する各審議会委員からのご意見について

No.	ページ	該当項目	該当箇所	ご意見	修正案
Ⅱ 福岡市の医療環境					
意見1	10	2 (4) 成育医療	成育医療については平成14年に国立成育医療センターが設置されたが、未だにモデル的な事業の段階に止まっている。 成育医療の概念そのものが模索中の段階で確立されておらず、今回の計画の中で具体化することは困難と考えられる。	国が設置しているのに、概念が確立していないとまとめるのは疑問がある。成育医療については、もっと積極的な姿勢が必要ではないか。	◎文章の修正 「成育医療については、平成14年に国立成育医療センターが設置されたが、未だにモデル的な事業の段階に止まっている。 <u>先天性疾患を持って生まれた子どもに対して、成人期段階に至るまで継続的に医療を提供していく成育医療は、今後の課題となるものと考えられるが、現段階では、成育医療の概念そのものが模索中であり、今回の新病院計画の中で具体化することは困難と考えられる。</u> 」に修正。
Ⅳ 諮問事項1 こども病院・感染症センターの機能のあり方について					
意見2	16	1 こども病院・感染症センターの機能のあり方	(注1) 嘔吐下痢症等の一般小児感染症は引き続き新病院が担うことになる。	嘔吐下痢症等は、入院せず1次医療機関で対応することもあり、それらをすべて新病院が担うとの誤解が生じる恐れがある。	◎文章の修正 「一般小児感染症は引き続き新病院を含めた2次医療機関等で担うことが求められる。」と修正。
意見3	16	1 こども病院・感染症センターの機能のあり方	(注2) また、新型インフルエンザなど重大な感染症への対策や全市的な医療体制の構築は重要な課題であり、感染症センターを福岡市自身が設置するかどうかは別として、市民の不安に 대응することができるよう、しっかりと取り組んでいくことが求められる。	重要な事項なので、注意書きではなく、本文に明記すべき。	◎文章の変更 本文へ変更。
意見4	16	2 (1) 小児医療	なお、こども病院の現在の機能に加えて、MFICU やNICUなどを確保していくためには、相当数の増床が必要であり、病床数の検討にあたっては、小児疾患特有の季節変動に対応できる余裕を考慮した病床数の確保が求められる。	増床は必要だが、経営の効率性も念頭においた適正規模とする必要がある。	◎文章の追加 「ただし、経営の効率性を踏まえた適正な病床数とすべきである。」を文章末尾に追加。
意見5	17	2 (2) 周産期医療	周産期医療においては妊婦の疾患に対応するため、成人の救急医療のバックアップ体制を備えることが望ましいが、想定される新病院があらゆる事態に対応できる機能を持つことは困難と考えられるため、新病院では小児医療に産科を加えた周産期医療に特化させることとし、 <u>重症合併症を有する妊婦（ハイリスク母体）については、九大病院、福大病院等との役割分担の中で対応することが現実的である。</u> なお、ハイリスク母体の管理は以前より進歩しており、多くの場合、ハイリスク母体は紹介で対応することが可能である。ただし、緊急事態において、速やかに他病院へ救急搬送できる体制は必要である。	ハイリスク母体には一切対応しないのか。高度な医療機関であり、一定の対応能力を持つことは必要と考える。	◎文章の修正 「周産期医療においては、 <u>疾患を有する妊婦に対応するため、成人の救急医療のバックアップ体制を備えることが望ましいが、想定される新病院があらゆる事態に対応できる機能を持つことは困難と考えられるため、新病院では小児医療に産科を加えた周産期医療に特化させることが妥当である。</u> <u>この場合、合併症を有する妊婦（ハイリスク母体）は、一部については新病院で対応することが可能と見込まれるが、新病院での対応が困難なものについては、九大病院、福大病院等との役割分担の中で対応することが現実的である。</u> なお、ハイリスク母体の管理は以前より進歩しており、多くの場合、事前診断により大学病院等に紹介することで対応が可能である。ただし、緊急事態において、速やかに他病院へ救急搬送できる体制は必要である。」に修正。
意見6	17	2 (2) 周産期医療	ハイリスク母体は紹介で対応することが可能である。	分かりやすく表現すべき。	
意見7	17	2 (3) 小児救急医療	1次救急については、…必要である。	1次救急に時間外の表現をすべき。	◎文章の修正 「1次救急（ <u>時間外診療</u> ）については、…必要である。」と修正。
意見8	17	3 (1) こども病院移転後の対応	記載なし	「移転により、小児2次医療の空白地帯をもたらすことを危惧する。」との意見を追加すべき。	◎文章の追加 新規に「(4)その他の意見」を作成し、左記の意見を追加。

No	ページ	該当項目	該当箇所	ご意見	修正案
意見9	17	3 (2) 新病院の搬送体制の充実等	なお、移転にあたっては、新病院の整備場所の状況に応じたアクセス性の向上を検討することが必要となる。	交通アクセスは極めて重要であると考えられるので、早急な検討・実現が必要と考える。	◎文章の修正 「なお、移転にあたっては、新病院の整備場所の状況に応じたアクセス性の向上に積極的に取り組む必要がある。」に修正。
意見10		3 留意事項	記載なし	現場の小児科医の疲弊防止のため、#8000の活用（PR）について記載すべき。	◎文章の追加 新規に「(3)小児救急医療電話相談事業の周知」を作成し、「小児救急医療のネットワークのより効率的な運用に向けては、福岡地域の小児救急医療電話相談事業（#8000）について、引き続きその周知を図っていく取り組みも重要である。」を追加。
意見11	17	3 留意事項	記載なし	「とりわけ、小児・周産期医療は、時間が大切であり、整備場所によって、医療機能が大きく左右されるので、整備場所については、再検討すべき」との意見を追加すべき。	◎文章の追加 新規に「(4)その他の意見」を作成し、②として、左記文章を追加。
VI 諮問事項3 市立病院の経営形態のあり方について					
意見12	23	3 (5) その他の意見	地方独立行政法人化した時に、本当に安全な、そして市民のための医療サービスを提供できるのかについて疑問があるとの意見があった。	地方独立行政法人化では、経営効率のみが優先され、市民に必要な不採算医療の縮小・廃止につながることに危惧して、市直営を望む意見もあったことを追加すべき。	◎文章の修正 「地方独立行政法人化では、 <u>経営効率のみが優先され、不採算医療の縮小・廃止につながる</u> ことが危惧されるため、 <u>市民のために本当に安全な医療サービスの提供ができるのか</u> といった疑問があることから、 <u>市直営を望む</u> との意見があった。」に修正。
意見13	24	4 (1) 経営形態の選択	福岡市として、市が担うべき医療を・・・	選択肢となった4つの経営形態を明記すべき。	◎文章の修正 福岡市として・・・の前に、「 <u>経営形態の検討に際し、現行の経営形態である地方公営企業法の一部適用、同法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度を対象に種々検討を行ったが、その結果、</u> 」を追加。